

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを株主の皆様をはじめ顧客、取引先、地域社会など、すべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、株主価値、顧客価値、従業員価値の総体である企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。この基本的な考え方に基づき、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営の効率性、透明性を向上させ、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図ることを、経営の重要な責務であると認識しております。当社は、経営環境や市場環境の変化に的確かつ機動的に対応するべく、取締役会の活性化と機能強化に努め、今後もコーポレート・ガバナンスの整備に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森坂拓実	175,180	13.94
森坂幸子	148,500	11.82
ユニバーサル園芸社社員持株会	132,550	10.55
カーン園子	132,000	10.51
森坂優子	85,270	6.79
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	60,900	4.85
ユニバーサル商事(有)	56,650	4.51
大和リース(株)	50,000	3.98
(株)東邦レオホールディングス	35,000	2.79
日泰サービス(株)	31,500	2.51

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門は相互に連携し、監査計画及び監査の実施状況に関して密に情報交換を行うなどして連携を図っているほか、必要に応じて共同又は個別に会計監査人とも情報交換を行うなどして、監査情報の共有に努め、監査の実効性及び有効性についての向上を図ることとしております。また、内部統制に関する事項や経営の改善に関する事項についても意見交換を行うなどしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井関新吾	公認会計士													
桑章夫	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井関新吾	○	—	公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいため市街監査役として選任いたしました。また当社と井関新吾氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
桑章夫	○	—	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいため社外監査役として選任いたしました。また当社と桑章夫氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の事業内容及び業態から、インセンティブ付与を重視した取締役報酬決定は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しております。

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役会で社長一任とし、監査役については監査役会で決めております。

平成27年6月期に支払った報酬の内容は次のとおりであります。

取締役の総額 53,530千円

監査役の総額 8,400千円(うち社外監査役 8,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は常勤監査役が密に連絡して情報を共有するとともに、管理本部が連携してその他のサポートを行っております。また、取締役及び常勤監査役とは適宜にミーティング、打ち合わせ等で情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の通常意思決定機関としては、会社法で定めるとおり、最高機関としての株主総会、その選任による取締役で構成される取締役会が、当社の事業全般の最高意思決定機関に位置付けられます。また、当社は「監査役会制度」を採用しており、現在の当社役員の状況は取締役4名、監査役3名の構成であります。監査役は取締役と同様に株主総会にて選任され、取締役の職務の執行について監査いたします。

当社では、その他の意思決定機関として、経営会議とコンプライアンス委員会を設置しております。

経営会議は、毎月1回開催しており、取締役会の決定事項に基づく施策を指示、命令すると共に、予算実績差異分析による経営戦略の策定や各業務執行部門長と意見交換、討議することで、取締役会から全社員に至るまでの双方向の意思の疎通を図る体制を構築しております。これにより、取締役会の経営の意思決定機能と、業務執行状況の監督する機能の充実に、全社の連携体制を強固なものとし、より現場業務の実体に即した運営を目指しております。

またコンプライアンス委員会は3ヶ月に1回定期的に開催し、内部統制にかかわる報告や法務リスクの検証を行い、必要に応じ取締役会に諮る体制を構築しております。なおそれぞれの機関の概要は以下のとおりです。

1 株主総会

株主総会は会社の最高決定機関であり、各株主の意見を幅広く会社経営に反映させるよう配慮しております。また、当社の決算は6月末なので、定時株主総会は9月開催となり上場会社の株主総会の集中日からは外れており、各株主が比較的参加しやすい状況です。今後も開かれた株主総会をめざし、注力してまいります。

2 取締役会

当社の取締役会は取締役4名(社外取締役はおりません)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役会の開催は、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、監査役出席のもと、職務権限規程に基づき、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。

3 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。当社の監査役会は3名(内 社外監査役2名)で構成され、常勤監査役1名と非常勤監査役2名であります。監査役会はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。なお社外監査役の井関新吾及び桑章夫と当社の間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他利害関係はございません。

監査役は、株主総会や取締役会への出席の他、毎月1回の監査役会の定期開催に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、各年度に策定する監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携しての業務監査等を行っております。監査役会は、内部監査室及び会計監査人から適時適切な報告を受ける他、取締役、従業員からの情報収集など法律上の権利を行使するとともに、事業所や部門の往査時の立会等を通じて実効性のあるモニタリングと、十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもと、経営に対する適正な監視を行うとともに相互間の連携強化を図っております。

4 経営会議

毎月1回の経営会議で、各部門リーダーとの情報交換と事業戦略の策定、提言を行っております。経営会議は代表取締役社長を議長に各部門リーダーを中心に構成されており、常勤監査役及び内部監査室長も出席しております。

5 その他の重要な会議

コンプライアンス委員会

原則として3ヶ月に1回取締役会の後に開催し、法的観点から当社のリスク管理にかかわる事項を検証します。委員長は代表取締役社長が、副委員長は内部監査室長が務めます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性及び透明性を高め、法令遵守及び企業倫理遵守の経営を徹底し企業価値の向上を図るため、監査役設置会社の形態を採用しております。これにより社外監査役3名が、外部の監視機能として社内取締役4名に対し、客観性及び中立性を有した視点から経営の意思決定の取締役会に対し、監視・監督する仕組みを確立しており、現時点では合理的なガバナンス体制を構築しているものと認識しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を回避する為、定時株主総会は土曜日開催と致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および決算短信発表後、年2回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料等をホームページに掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、管理本部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本方針

株式会社ユニバーサル園芸社(以下「当社」という。)および当社の子会社(以下「子会社」という。)の内部統制システムの整備に関する基本方針を2015年5月1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき次のとおりとする。 当社および子会社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努める。

(1) 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失最小化に向けた各種対策を講じる。

(2) 上記内部統制システムの整備のための主管部署は、内部監査室が兼務し、規程・体制等の整備を統括するとともに、監査レビューの実施や当企業集団にとってリスクの高い共通項目についての統一的な監査を実施することにより、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。

(3) 当社代表取締役社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員1人1人が、社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとることを確保するため、「経営の基本理念」、「経営基本方針」を制定する。

当社は、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、平成20年5月に「倫理行動規範」及び「コンプライアンス行動指針」を定め、同月代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しました。 また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

また、内部監査部門による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、その他重要な会議における意思決定にかかる情報、取締役の職務の執行に係わる情報は、法令、定款および社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。 取締役及び監査役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定することで、当社及び子会社のリスクを予防する。 また本規程は、リスクが発生した場合には、迅速かつ確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当企業集団の企業価値を保全することを目的とする。 本規程に基づき、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。

リスク管理委員は、当社の各事業所のリーダーおよび子会社の業務執行の責任者がリスク管理責任者として兼務し、月次の経営会議の中で事故・クレームなどのリスク情報の発信及び交換並びに是正の検討等のリスク管理を適切に行い、リスク発生回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講ずる。

「危機管理マニュアル」を制定する。 安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努める。

監査役および内部監査部門は、総合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、権限と責任を明確にするものとする。 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する体制を構築するものとする。

また、経営に関する重要事項については、必要に応じて経営会議での検討を経て、取締役会で意思決定を行うものとしており、決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会などにおいて、適宜報告するものとする。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社内部の諸規程を整備すると共に、内部監査による業務監査により当企業集団の業務全般にわたる業務の関係法令及び社内規程への適法性や効率性並びに妥当性を検証し、業務の適正を確保するものとする。

子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制として、当社は子会社がその営業成績、財務状況その他重要な情報について当社に報告するため、当社の「経営会議」に定期参加することとする。

子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制として、当社が制定している「リスク管理規程」において、その適用範囲を「当社グループ企業のすべての役職員に対して適用する」としてあり、その周知に努める。 また当該子会社の業務執行の責任者をリスク管理委員として任命し、月次の経営会議の中で事故・クレームなどのリスク情報の発信および交換並びに是正の検討のリスク管理を適切に行い、リスク発生回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講ずる。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、子会社の業務内容や規模に応じて取締役会非設置会社の選択など、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。 また、当企業集団経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」に従い、当企業集団全体の内部統制システムの構築を図るものとする。

子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、子会社においても「倫理規程」および「倫理行動規範」に基づき、社会的な要請にこたえる適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させるとともに、監査役および内部監査室が連携し子会社の監査を行う。 また、当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通報制度」および社内の管理本部、内部監査室または通報受理担当者への通報体制を周知し運用する体制を構築する。

その他当企業集団における業務体制の適正性を確保するための体制として当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適正かつ有効に利用するとともに、当社の監査役および内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は内部監査部門または観管理本部に所属する使用人、子会社においては監査役が指名する者とし、監査役は、必要に応じて同部門に所属する、または指名する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

また、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う当企業集団の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重することとする。

(7) 当企業集団の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等重要な会議または委員会に出席するとともに、主要な議事録、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて当企業集団の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとし、役職員は速やかに適切な報告を行う。

当企業集団の取締役及び使用人等は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うこととし、その体制を整備する。

当社は監査役へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて、重要な会議に出席することができる。 また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる。 取締役および各部門リーダーは、監査役と意見交換を密に行う

こととし、また 内部監査室および管理本部は、監査役および当社の会計監査人による監査との連携を図るものとする。

監査役は当社の会計監査人および内部監査室と密に連携を保つとともに管理本部をはじめとするその他各部門に対しても必要に応じ協力を求めることができる。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該使用等を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。

(10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団は、グループ行動規範において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないこととする。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、管理本部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引や支援を含む一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては屈せず、経営活動に対する妨害や誹謗中傷等の被害を受けた場合は、警察等関連機関と連携し、毅然とした対応をいたします。また、反社会的勢力との取引等を予防ないし牽制すべく、暴力団排除条項をもって関係等を拒絶する旨を定め、役員・従業員に対しては定期的に教育を実施することにより周知徹底を図っております。

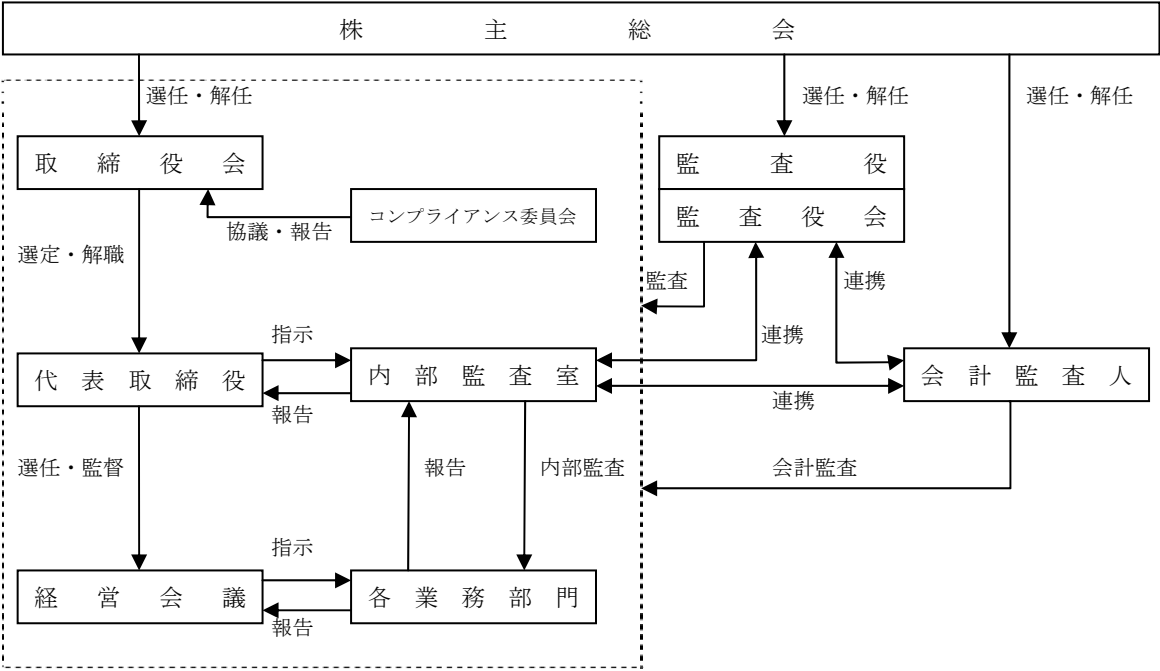
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

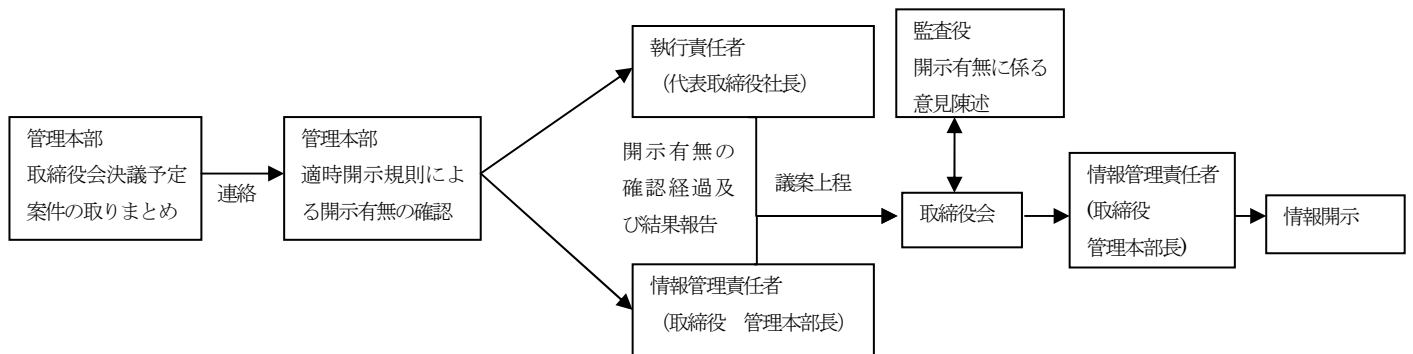
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

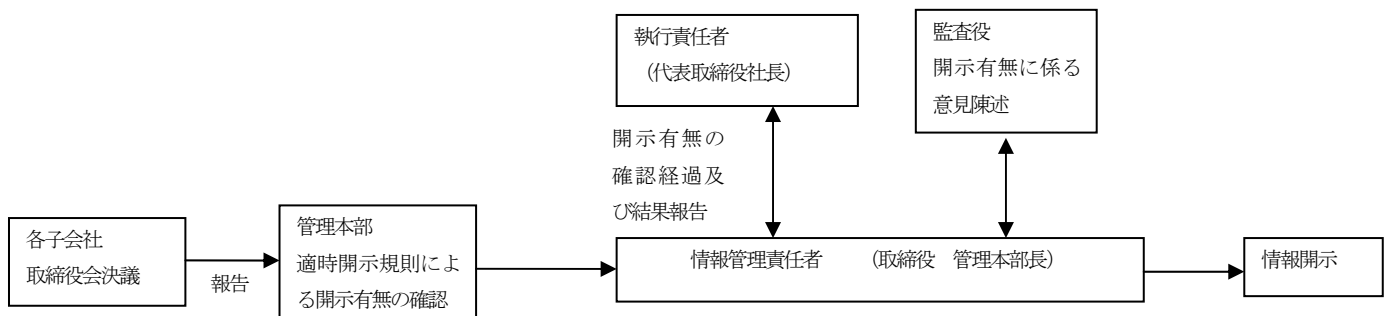


適時開示体制

〈当社にかかる決定事実・決算に関する情報等〉



〈子会社の決定事実に関する情報〉



〈当社グループに係る発生事実に関する情報〉

